

計画の位置付け

箕輪町総合福祉計画は、箕輪町第5次振興計画における「支え合い、健やかに心豊かに暮らせるまち」の実現のために、第5次振興計画の施策を具体化することを目的として策定します。また、地域共生社会の実現のため、地域福祉計画を福祉分野の上位計画に位置付けております。

1 地域福祉計画

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定による「箕輪町地域福祉計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条の規定に基づく「箕輪町成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条の規定に基づく「箕輪町再犯防止推進計画」を含む計画です。

また、「地域福祉計画」と箕輪町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、目指すべき方向性を同じくするため、相互に連携・補完し合う関係にあります。

地域福祉計画は町の振興計画期間10年間と、高齢者や障がい者に係る計画の3年を考慮し、計画期間を6年(令和9年度～令和14年度)とし、計画の中間年度である令和11年度に基本目標に対する達成度を検証し、進捗状況の把握や後半に向けて必要に応じて修正を行う予定です。

2 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

老人福祉計画(当町においては高齢者福祉計画と呼びます)は、計画期間(令和9年度～令和11年度)内における、生活支援のための居宅及び老人福祉施設による、事業の量と従事者についての供給体制の確保に関する計画です。

また、町内において身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態などを勘案し、介護保険事業計画と一体のものとして策定されるものとされています。

介護保険事業計画は、計画期間(令和9年度～令和11年度)内における介護保険サービスの必要量の見込みや供給の確保策、事業者間の連携の確保、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進める地域包括ケアシステムの構築等介護保険対象サービスと対象外のサービス等を総合的・一体的に提供するために策定するものです。

3 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく、「箕輪町障がい者計画」及び「第8期箕輪町障がい福祉計画」を策定します。

また、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 の規定に基づく「第 4 期箕輪町障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

今回は、これまでの経過を踏まえ、計画期間である令和 9 年度～令和 11 年度内における各施策の展開と目標を策定するものです。

（計画期間図）

第5期総合福祉計画について

1 計画の期間及び体系

2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
箕輪町第5次振興計画						(第5次振興計画延長)	箕輪町第6次振興計画				
第5期地域福祉計画(2021～2026)						第6期地域福祉計画(2027～2032)					
【成年後見制度利用促進計画・再犯防止推進計画 2024～】						【成年後見制度利用促進計画・再犯防止推進計画】					
高齢者福祉計画		高齢者福祉計画				高齢者福祉計画			高齢者福祉計画		
第8期介護保険事業計画		第9期介護保険事業計画				第10期介護保険事業計画			第11期介護保険事業計画		
障がい者計画		障がい者計画				障がい者計画			障がい者計画		
第6期障がい者計画		第7期障がい者計画				第8期障がい者計画			第9期障がい者計画		
第2期障がい児福祉計画		第3期障がい児福祉計画				第4期障がい児福祉計画			第5期障がい児福祉計画		

（計画体系図）

